

人口と世帯

人口 414,490人
 男 204,904人
 女 209,586人
 (前月より255人増)
 世帯 174,599世帯
 (前月より252世帯増)
 (19年6月1日現在)

発行・町田市 編集・企画部広報広聴課広報係
 〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23
 市役所の代表電話042・722・3111
 町田市コールセンター042・724・5656
 発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
 ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp>
 携帯版 <http://www.city.machida.tokyo.jp/mobile/>



携帯電話用QRコード

募集します!! 市制50周年記念シンボルマーク

町田市は、2008年(平成20年)2月1日に市制50周年を迎えます。2008年は、これからの「町田ブランド」を構築する出発点と位置付け、「あなどれません。町田」をキャッチフレーズに、まちの魅力を再発見、創造、発信する様々な事業を市制50周年記念事業として展開します。

そこで、市制50周年記念事業で统一的に利用するシンボルマークを公募することになりました。自由な発想による斬新な作品をお待ちしています。

募集テーマ これからの町田市の都市イメージを端的に表現し、広く市民に親しまれ、2008年以降も継続的に使用できるシンボルマークをデザインして下さい。なお、シンボルマークは市制50周年記念事業キャッチフレーズ「あなどれません。町田」とともに使用する予定です。

50周年以降も使用を予定しているため、「50」をデザイン化するなど、50周年を連想させないものとします。

応募資格 15歳以上の方
 締切 7月31日(火)
 選考及び発表 有識者による選考を行い、9月上旬に町田市ホームページ及び広報により発表します。

賞
 最優秀作(採用作品) 賞状と10万円 高校生以下は図書カード
 優秀作(2点) 賞状と1万円 高校生以下は図書カード
 佳作(数点) 記念品

- 応募規定
- ・用紙はA4版サイズ(白)をタテで使用して下さい。
 - ・用紙裏面下部に住所、氏名、年齢、電話番号を明記して下さい。
 - ・応募点数の制限はありません。ただし用紙1枚につき1点の応募とします。
 - ・作品の色や大きさは自由ですが、白黒での使用、また縮小することにもご留意下さい。
 - ・応募作品は返却しません。

- 注意事項
- ・未発表のもの、他の著作権を侵害しない作品とします。入賞作品が他の著作権を侵害することが判明した場合には、審査結果発表後であっても賞を取り消すことがあります。
 - ・入賞作品にかかる著作権等、すべての権利は町田市に帰属します。
 - ・採用作品は使用の際、補作をする場合があります。

個人情報の保護について
 以下の目的以外に応募者の個人情報を使用及び公表することはありません。

- ・入賞の連絡のために使用すること。
 - ・入賞作品を発表する際に、氏名、住所(都道府県名・市町村名のみ)を公表すること。
- 応募作品送付先 〒194-8520 中町1-20-23 企画部企画調整課(市制50周年記念事業担当)

問 企画調整課 ☎724・2103

薬師池公園 ふれあい ほおずき市



夏の風物詩である、ほおずき市を開催します。

ほおずき(鉢物)や山野草を市内の生産者が販売しますのでぜひご来園下さい。新鮮野菜も販売します。

日時 7月7日(土)、8日(日)午前8時~午後4時30分

雨天実施
 会場 薬師池公園内
 交通 小田急線町田駅北口POPビル先21番乗場から本町田經由野津田車庫行きが本町田經由鶴川駅行きバスで「薬師ヶ丘」下車すぐ

問 公園緑地課 ☎793・7611

青年海外協力隊派遣

JICA(国際協力機構)が行っている青年海外協力隊に市内にお住まいの萩原謙介さん、中家真奈子さんと南野恵さんの派遣が決まり報告のため市役所を訪れました。



石阪市長に報告する、向かって左から南野さん、中家さん、萩原さん

70歳以上の高齢者の方に 指定収集ごみ袋を無料配布します

市では医療制度改革や税制改正による高齢者の方の経済的負担の軽減のため指定収集ごみ袋を無料配布します。

対象者

町田市に住所がある、平成19年4月1日現在70歳以上の方(4月2日以降の転出・死亡及び生活保護受給者の方は該当しません。市内転居の方は対象となります)。

配布枚数

燃やせるごみ袋20リットル袋50枚、燃やせないごみ袋20リットル袋10枚(年間1人)

配布方法

委託業者が順次、個別に直接配布します。なお、お受け取りの際には、受領印またはサインをお願いします。

配布期間

7月1日から7月31日

不在の場合、8月31日まで行います。配布期間を過ぎた場合は、左記の問い合わせ先までご連絡下さい。

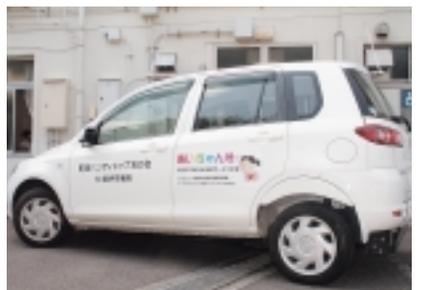
問 ごみ減量課 ☎797・0530
 高齢者福祉課 ☎724・4048

福祉輸送サービス共同配車センターが あなたの外出をお手伝いします

対象：単独で公共交通の利用が困難な障がい者、要介護高齢者等



やまゆり号(リフト付車両等4台)



あいちゃん号(スロープ付車両等3台)

やまゆり号とあいちゃん号が お迎えにうかがいます

3月まで市が直接運行して来たやまゆり号を4月から、小田急交通南多摩(株)道路運送法のタクシー事業)が行う「やまゆり号運行サービス」と、NPO町田ハンドイクラブの会が行う「市民外出支援サービス」(愛称:あいちゃん号)に移行しました。これまで、単独で実施してきた両事業を福祉輸送サービス共同配車センター事業(町田市社会福祉協議会の事業)として行っています。やまゆり号は市外及びストレッチャー等を、あいちゃん号は市内輸送を原則として行います。

この事業は、市と社会福祉協議会、タクシー事業者、NPOの協働による事業です。

利用には共同配車センターへの登録が必要で、単独で公共交通の利用が困難な方でのいずれかに該当する方が対象です。

みんなのおでかけマップを配布中です。この冊子は、高齢者、障がい者、乳幼児連れの方等の外出支援のために、施設(住所・電話番号・FAX、バリアフリー設備等)情報と案内図(町田駅周辺ほか)

利用には共同配車センターへの登録が必要で、単独で公共交通の利用が困難な方でのいずれかに該当する方が対象です。

利用には共同配車センターへの登録が必要で、単独で公共交通の利用が困難な方でのいずれかに該当する方が対象です。

利用には共同配車センターへの登録が必要で、単独で公共交通の利用が困難な方でのいずれかに該当する方が対象です。

利用には共同配車センターへの登録が必要で、単独で公共交通の利用が困難な方でのいずれかに該当する方が対象です。

- ア 身体障害者手帳1・2級
- イ 療育(愛の)手帳1・2度
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1・2級
- エ 介護保険法の要介護状態区分3・5
- オ 自立支援法に基づく障害認定区分4・6
- カ ア・オと同程度の方

利用は有料(やまゆり号は免除規定あり)です。

4月以降、新規登録者が増えています。共同配車センターでは、

みんなのおでかけマップを配布

みんなのおでかけマップを配布